

地方自治体では、小規模工事は最低制限価格制度（都道府県においては41団体）を、大規模工事は低入札価格調査制度を適用している例が多い。また、低入札価格調査制度に明確な失格判断基準を採用している都道府県は15団体（平成18年6月時点）ある。

## 兵庫県の例

予定価格

低入札価格  
調査制度

1億円

最低制限  
価格制度

0円

## 全国の低入札状況(都道府県・政令市・市区町村)

(単位:件)

		H14	H15	H16	H17
発注件数	a	509,553	467,205	451,223	370,453
うち低入札調査基準価格を設定したもの	b	69,735	64,201	70,881	69,114
	c=b/a	[13.7%]	[13.7%]	[15.7%]	[18.7%]
うち低入札価格調査を行ったもの	d	3,694	4,490	5,356	4,359
	e=d/b	(5.3%)	(7.0%)	(7.6%)	(6.3%)
うち最低制限価格を設定したもの	f	223,601	209,044	208,724	195,430
	g=f/a	[43.9%]	[44.7%]	[46.3%]	[52.8%]
うち失格者がでたもの	h	10,625	11,816	12,529	11,409
	i=h/f	(4.8%)	(5.7%)	(6.0%)	(5.8%)

(総務省・国土交通省調べ)

## 失格判断基準

失格判断基準を設定している15県（平成18年6月時点）

（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、長野県、三重県、滋賀県、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県）

### 【岡山県の失格判断基準の設定例】

入札者の入札金額の積算内訳が、設計金額（予定価格）の積算内訳について下記のいずれかに該当すれば失格。

（直接工事費の75%未満 共通仮設費（率分）の50%未満 現場管理費の20%未満 一般管理費の50%未満）